

乳幼児を持つ夫妻の「拡大育児時間」の推計

水野谷武志*

要旨

本稿の課題は、主行動としての育児時間に加えて、同時行動としての育児時間や子どもと一緒にいながら行う様々な活動を含めて「拡大育児時間」と定義し、特に乳幼児を持つ夫妻の時間を推計することによって、育児時間の多様な側面を明らかにすることである。2011年実施の「社会生活基本調査」にもとづき、夫妻の主行動と同時行動、及び主行動と一緒にいた人とのクロス集計分析によって、「拡大育児時間」を推計した。その結果、主行動としての育児時間は平日（土日曜）で夫24分（84分）、妻196分（147分）に対し、「拡大育児時間」は夫156分（450分）、妻652分（713分）となった。結論として、「拡大育児時間」の推計によって、主行動と同時行動と子どもがいながらの行動が組み合わせられた育児の多様な側面が明らかになった。また、「拡大」部分の育児時間は夫の増加よりも妻の方がとても大きいので、妻に偏った育児負担が改めて明らかになった。

キーワード

育児時間、生活時間、同時行動、子どもと一緒にいた行動、「社会生活基本調査」

1. はじめに

本稿の課題は主行動としての育児時間に加えて、同時行動としての育児時間や子どもと一緒にいる様々な活動時間を含めて「拡大育児時間」と定義し、特に乳幼児を持つ夫妻に注目してこれを推計することによって、子育て期の夫妻における育児時間の多様な側面を明らかにすることである。ここで主行動とは、同時に複数の行動をした場合に調査回答者が主とみなした行動であり、同時行動とは主行動以外の行動である。

21世紀における重要課題の1つである男女共同参画社会の実現にとって、育児参加における大きな男女差の改善は重要な論点とし

て絶えず取り上げられてきたが、この問題の前進は遅いままである。この問題を把握するための基礎資料として、育児をふくめた生活の各行動にどのくらいの時間を使っているのか、つまり生活時間調査による統計の活用が不可欠である。育児時間についても生活時間統計が利用されてきたが、それは主行動としての育児時間が中心であった。しかし、育児には同時行動として行われる時間がある。さらに、子どもと一緒にいる、あるいは同じ空間にいて何かあればすぐに対応できる態勢を取りながら様々な行動をする場合、これらの行動は育児に準じる時間と見なしうる。従来取り上げられてきた主行動としての育児時間はこのような育児の多様性を十分には捉えていない。そこで育児時間には、(i)主行動としての時間だけでなく、(ii)同時行動としても行われる時間、(iii)育児以外の行動（例えば食事、

* 正会員、北海学園大学経済学部
〒062-8605 北海道札幌市豊平区旭町 4-1-40
e-mail : mizunoya@econ.hokkai-s-u.ac.jp

家事、余暇活動など)で子どもと一緒に行われている時間があると考え、本稿ではこの3つの合計時間を「拡大育児時間」と定義し、この「拡大育児時間」の推計を通して、育児時間の多面的な把握を生活時間統計によって試みたい。

2. 先行研究

主行動だけでなく、同時行動や子どもと一緒にいた行動をふくめた広義の育児時間を推計した先行研究として、Statistics Sweden (2007)とGershuny (2009)がある。管見ではこの種の先行研究は国内では見当たらない。Statistics Sweden (2007)は2000/01年にスウェーデン統計局によって実施された全国生活時間調査結果から、0～6歳の子どもを持つカップルの男女について、主行動としての育児時間に加えて、同時行動としての育児時間、子どもと一緒にいた食事時間、子どもと一緒にいた自由時間、子どもと一緒にいた家事時間の総平均時間を集計した。主行動としての育児時間だけであれば、男性1時間程度、女性2時間程度であるが、同時行動や子どもと一緒にいた時間をすべて足すと男性では5時間程度、女性8時間程度にもなることが示された。Gershuny (2009)は2001年に英国国家統計局によって実施された全国生活時間調査結果から、0～4歳の子どもをもつ女性について、主行動別に同時行動として育児が伴った時間と子どもと一緒にいた時間を集計した。主行動のみの育児時間としては145分であるが、同時行動として育児が伴った行動の合計時間は104分、子どもと一緒にいた行動の合計時間は370分(主行動としての育児時間は除く)であった。

生活時間調査結果に基づいて、育児をふくめた同時行動を分析した先行研究もあまり多くない。Ironmonger (2004)は、1997年にオーストラリア統計局によって実施された全国生活時間調査結果にもとづいて、育児について

主行動と同時行動を併せた平均時間を示した。さらに優れた点は、育児を含めた生活の各行動の平均時間を主行動と同時行動の組み合わせによるクロス表に整理して示した点であり、後述する本稿の分析方法に取り入れた点でもある。その他に部分的ではあるが、育児をふくめた主行動と同時行動の集計を手がけている研究としてHill (1985)、Michelson (2005)、Bianchi 他 (2006)、Craig (2006)、Sayer (2007a, b)、Offer and Schneider (2010, 2011)がある。

子どもと一緒にいる時間については米国生活時間調査(American Time Use Survey: ATUS)の結果をもとにしたDrago (2009)やStewart and Allard (2016)が参考になる。ATUSでは主行動の時間を把握する基礎調査に加えた補足調査として、各主行動において子どもがそばにいるかどうか(子どもが寝ている時間は除く)を把握している¹⁾。2003～07年までのATUSのプールデータによると、1～12歳の子どもを持つ親の主行動としての育児時間(平日)は母親1時間58分、父親53分に対して、子どもと一緒にいる時間の合計でみると、母親7時間53分、父親4時間13分になる(Drago 2009: 35)。

日本国内では、総務省統計局の「社会生活基本調査」において、同時行動や一緒にいた人が調査されており、調査結果報告書も刊行されているが、報告書に掲載される集計表でカバーされる属性には限界があり、例えば乳幼児を持つ夫妻の同時行動や子どもと一緒にいた時間は集計されていない。このような独自集計は「社会生活基本調査」のマイクロデータを利用すれば可能であるが、そのような先行研究はない。ただし、坂田・栗原(2010)、栗原(2010)は、子どもの行動と親の行動を15分毎にクロス集計し、さらに一緒にいた人の情報を使って、親と子が一緒に行動したか否かも集計し、独自の統計図で結果を表現した。主行動と同時行動・一緒にいた人

のクロス集計を試みようとする本稿の分析視角を先取りした研究である。

「社会生活基本調査」以外では、独自に生活時間調査を実施し、そこで同時行動や一緒にいた人について集計分析した研究がある。1980～2005年にかけて東京都世田谷区で実施された生活時間調査結果に基づいた諸研究（伊藤他1984, 伊藤・天野編1989, 大竹1997, 伊藤他2005, 天野他2008, 水野谷2007, 水野谷2008）、1972・1991・2013年に愛媛県松山市で実施された生活時間調査結果に基づいた諸研究（経済企画庁1975, 矢野編1995, 平田2014, 水野谷2016）である。その中で、天野他（2008）、水野谷（2007, 2008, 2016）において主行動と同時行動あるいは一緒にいた人のクロス集計が試みられたが、集計は部分的であり、また小規模調査による事例的研究にとどまっていた。

3. 分析方法

「拡大育児時間」を次の3つの時間、すなわち(i)主行動として行われる育児時間、(ii)同時行動として行われる育児時間、(iii)育児以外の行動で子どもと一緒に行われている時間、の合計時間と定義し、(i)～(iii)それぞれについて平均時間を集計する。その際に、乳幼児（末子の年齢が6歳未満）を持つ夫妻に集計対象を限定する。育児で忙しいと思われる世帯類型に限定することで、育児時間の多面性がより明確に現れると考えたからである。乳幼児を持つ夫妻の育児時間が本研究の焦点ではあるが、夫妻の1日の生活は育児以外の様々な行動とともに構成されているので、育児時間だけを取り出すのではなく、「育児」以外の行動についても集計する。集計する行動分類については、細かすぎると主行動と同時行動の組み合わせ表の読み取りが困難になるので、「社会生活基本調査」の大分類²⁾で集計する。

使用するデータは、総務省統計局「社会生活基本調査」（2011年調査）の「調査票B」の

調査票情報である。同時行動や一緒にいた人の詳細情報は調査票Bでのみ調査されている。本稿の独自性として、(ii)と(iii)を集計するために、「主行動」と「同時行動」、「主行動」と「一緒にいた人」というように、2つの要素を組み合わせた平均時間及び時間別行動者率のクロス集計を試みる。そのためには生活行動の最小単位である15分毎に、「主行動」、「同時行動」、「一緒にいた人」を適宜掛け合わせたクロス集計が必要になる。このような集計表は公表されている統計表にはないので、調査票情報を利用し、独自に集計する。なお、「先行研究」で触れたように、国内外の先行研究において管見では、主行動を同時行動や一緒にいた人と組み合わせる集計し、それをわかりやすい統計図表で表現する方法は確立されていない。その意味で以下に示す集計結果は1つの新たな試みであり、今後さらに改善されたり、別なアイデアが提案されることが期待される。

本稿では生活時間調査における同時行動や一緒にいた人に注目するが、それらの測定には難しさが伴う。同時行動については、主行動と同時行動の区別は日常生活において明確に意識されているのか、回答負担の大きい生活時間調査において実際の同時行動が正確に回答されているのか等は検討を要する³⁾。一緒にいた人についても調査回答者の感覚に委ねられているので、回答者によってとらえ方が異なりうる。また、本稿においては子どもだけと一緒にいたのか、子どもと配偶者と一緒にいたかの区別をつけていない。本人が子どもとだけ一緒にいた場合、子どもを気にする程度は重い、子どもと配偶者が一緒にいる場合には、配偶者が子どもを世話している可能性が高いので、本人が子どもを気にかける程度も軽くなるだろう。この点では育児を過大に評価している可能性が高い。このような難点があるという意味で、本稿の「拡大育児時間」の集計結果はあくまでも推計値で

ある。

4. 集計結果

ここでは(i)~(iii)の集計結果を順に示し、最後に(i)~(iii)の合計時間である「拡大育児時間」の推計値を求める。ただし、紙面が限られているので、(i)~(iii)については主に平日(月曜~金曜)の結果をだけを示す。土曜日や日曜日は平日と異なり、その差異について検討することは重要であるが、本稿では割愛する。

4.1 主行動として育児時間

表1は主行動の種類別に総平均時間・行動者率・行動者平均時間の3指標を示している。この集計方法は生活時間統計の代表的な指標であり、「無償労働(育児)」の総平均時間(白抜き数字)が「拡大育児時間」の(i)の集計に対応する。

総平均時間とは各人が当該行動に費やした時間の合計を総人数で割ったもので、対象者1人当たりの平均時間である。1日は1440分なので総平均時間の各行動時間を合計すると1440分になる。行動者平均時間とは分子は総平均時間と同じだが、分母が当該行動を行った人の合計になる。また、行動者率とは、当

該行動を15分(行動時間の記録に対して回答者に求められる最小単位時間)以上した人の人数を総人数で割ったものである。「睡眠」のようにほとんどの人が1日の中で必ず行動するものは総平均時間と行動者平均時間がほぼ等しくなり、行動者率も100%に近くなるが、男性の「家事」のように1日の中で家事を全くしない男性が多い場合、行動者率が低くなり、総平均時間も短くなるが、行動者平均時間は総平均時間よりもだいぶ長くなる。このように3指標をみることで各行動について少し詳しい様子を知ることが出来る。

表1をみると、これまで多く指摘されてきたアンバランス、つまり夫の長時間の有償労働及びごく短時間の無償労働と、妻の短い有償労働及び長い無償労働を確認することができる。「有償労働」は「仕事」と「通勤」で主に構成される分類だが、行動者平均時間でみると夫は682分=11時間22分で、1日のほぼ半分に達する水準であり、睡眠や食事などの生理的に必要な時間を差し引いてしまえば、無償労働をふくめたその他の行動に充てられる時間は自ずと短くなる。これはあくまでも「平均」であることを考え合わせれば、日本における男性の長時間労働が夫妻の生活をアンバランスにしていることが明らかである。乳

表1 行動の種類(主行動)、末子が6歳未満の夫妻別生活時間3指標、平日、2011年

(単位:分, %)

| | 夫 | | | 妻 | | |
|----------------|-------|------|---------|-------|------|---------|
| | 総平均時間 | 行動者率 | 行動者平均時間 | 総平均時間 | 行動者率 | 行動者平均時間 |
| 有償労働 | 643 | 94% | 682 | 145 | 34% | 424 |
| 無償労働(育児以外) | 22 | 27% | 80 | 280 | 99% | 283 |
| 無償労働(育児) | 24 | 27% | 87 | 196 | 95% | 207 |
| 学業, 学習・自己啓発・訓練 | 1 | 2% | 63 | 4 | 3% | 155 |
| 個人的ケア | 615 | 100% | 615 | 654 | 100% | 654 |
| 自由時間 | 118 | 80% | 148 | 143 | 86% | 166 |
| その他 | 17 | 27% | 62 | 17 | 40% | 44 |
| 合計 | 1440 | | | 1440 | | |

出所:総務省統計局「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計

幼児を抱えた夫妻にとって育児や家事をふくめた無償労働をどうやりくりするかが一大事であるが、夫妻のアンバランスはこの無償労働に典型的に現れている。夫の「無償労働」は育児と育児以外の行動にかかわらず、総平均時間が20分台、行動者率は約3割である。言い方を変えれば約7割の夫は「無償労働」をしていない。この事実の裏返しとして、妻の「無償労働」の行動者率はほぼ100%で、総平均時間も育児以外に約4時間半、育児に約3時間を費やしている。もちろん、夫の多くがフルタイムで働いているのに対して、妻の中にはパートや無業者が多くふくまれているという違いはあるものの、それを割り引いても余りにも大きすぎるアンバランスである。

4.2 主行動と同時行動を組み合わせた総平均時間

育児は同時行動としても行われる。また、同時行動ということは何らかの主行動が伴っているので、主行動と同時行動を組み合わせて把握することが有効である。にもかかわらず従来の研究ではこの視点が十分でなく、またこの組み合わせの結果を適切に表現する手法の開発も不足していた。そこで、主行動と同時行動を掛け合わせた集計結果を表2に示す。

表の見方を簡単に説明したい。まず、この表は総平均時間の集計結果なので、表の一番右下の合計欄には1日の合計時間=1440分が入る。また、主行動の合計欄(行合計)の値は表1の総平均時間と一致する。同時行動の

表2 主行動の種類、同時行動の種類、末子が6歳未満の夫妻別総平均時間、平日、2011年

(単位：分)

| 夫 | | 同時行動 | | | | | | | | |
|-----|---------------|--------|------|------------|----------|---------------|-------|------|-----|------|
| | | 同時行動なし | 有償労働 | 無償労働(育児以外) | 無償労働(育児) | 学業、学習・自己啓発・訓練 | 個人的ケア | 自由時間 | その他 | 合計 |
| 主行動 | 有償労働 | 638 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 0 | 643 |
| | 無償労働(育児以外) | 20 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 22 |
| | 無償労働(育児) | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 | 24 |
| | 学業、学習・自己啓発・訓練 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 個人的ケア | 592 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 21 | 0 | 615 |
| | 自由時間 | 112 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 118 |
| | その他 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 17 |
| | 合計 | 1396 | 0 | 1 | 3 | 0 | 4 | 36 | 0 | 1440 |
| 妻 | | 同時行動 | | | | | | | | |
| | | 同時行動なし | 有償労働 | 無償労働(育児以外) | 無償労働(育児) | 学業、学習・自己啓発・訓練 | 個人的ケア | 自由時間 | その他 | 合計 |
| 主行動 | 有償労働 | 142 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 145 |
| | 無償労働(育児以外) | 237 | 0 | 8 | 8 | 0 | 1 | 26 | 0 | 280 |
| | 無償労働(育児) | 168 | 0 | 3 | 2 | 0 | 1 | 22 | 0 | 196 |
| | 学業、学習・自己啓発・訓練 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 個人的ケア | 618 | 0 | 3 | 6 | 0 | 0 | 27 | 0 | 654 |
| | 自由時間 | 130 | 0 | 2 | 5 | 0 | 1 | 5 | 0 | 143 |
| | その他 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 17 |
| | 合計 | 1316 | 0 | 16 | 22 | 0 | 3 | 83 | 0 | 1440 |

出所：総務省統計局「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計

合計欄(列合計)の値は各行動別の同時行動の総平均時間である。

具体的な数値を例にとると、妻の主行動の「無償労働(育児)」の総平均時間は196分であるが、そのうち同時行動を伴わなかったのは168分、「無償労働(育児以外)」をしながらは3分、「無償労働(育児)」をしながらは2分⁴⁾、「個人的ケア」をしながらは1分、「自由時間」をしながらは22分となり、表を横にみることで、主行動と組み合わせられた同時行動の内訳の時間がわかる。次に表を縦にみれば同時行動の視点でどの主行動と一緒に行われたかがわかる。妻の「無償労働(育児)」の同時行動時間は合計22分であるが、このうち「無償労働(育児以外)」を主行動とした時間が8分、「個人的ケア」を主行動とした時間が6分、等々となる。表2の白抜き数字が「拡大育児時間」の定義(ii)に対応する。

主行動と同時行動の組み合わせの中で多いのは夫妻ともに「自由時間」をしながら主行動として「個人的ケア」をしている場合である(夫21分、妻27分)。これは典型的にはテレビ等のメディアを視聴しながら主行動として飲食をしている状況であると推測される。ただし、妻においては「自由時間」をしながらの主行動としての「無償労働」が夫に比べて格段に長い(「無償労働(育児以外)」に26分、「無償労働(育児)」に22分)。また、妻において「自由時間」に次いで同時行動が多いのは「無償労働」であった。この「無償労働」の同時行動との組み合わせで多い主行動は「無償労働(育児以外)」である。つまり、主行動として家事をしながらも別の種類の家事あるいは育児を同時にこなしている妻の状況が推測できる。

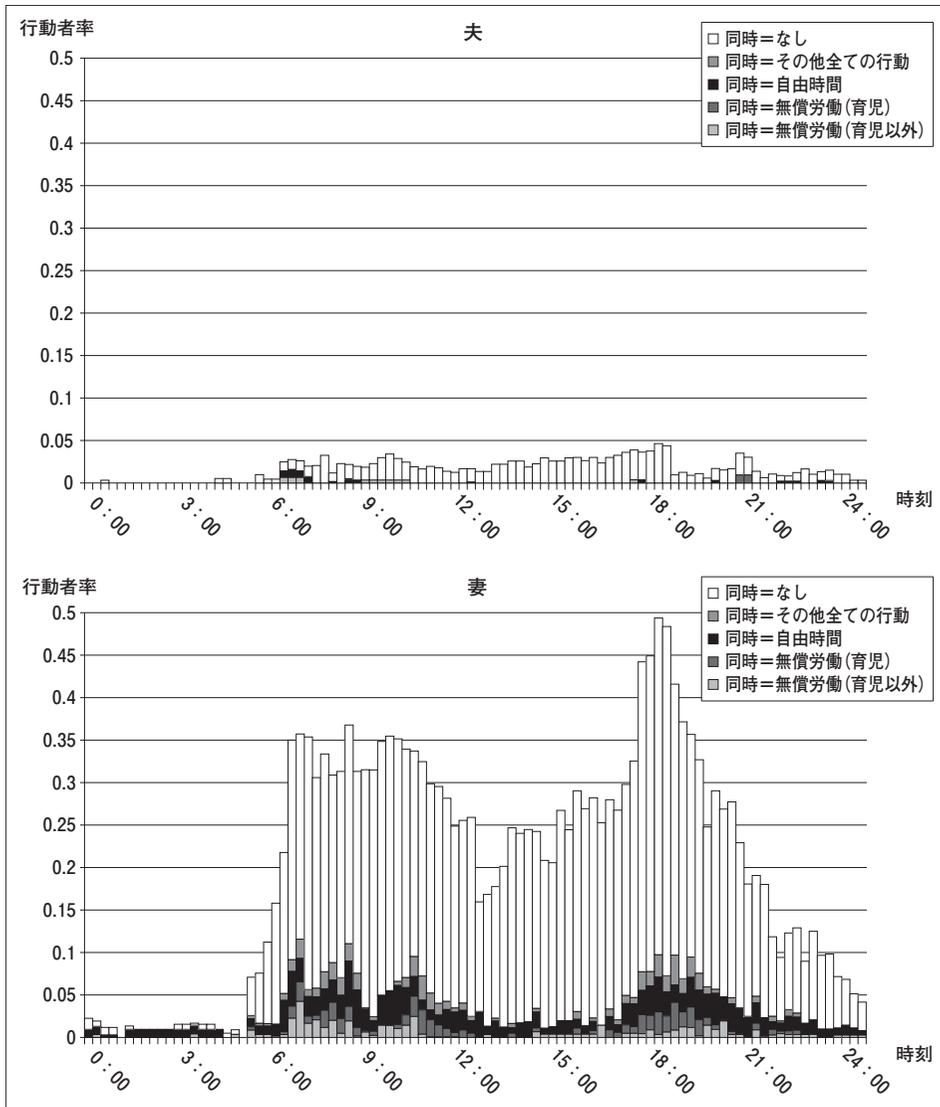
4.3 主行動と同時行動を組み合わせた時間帯別行動者率(主行動が「無償労働(育児以外)」の場合)

さらに、主行動と同時行動の組み合わせは

時刻別の行動者率をみることで理解が進む。例えば、主行動として「無償労働(育児以外)」をしながらどの種類の同時行動をしているのかについて時刻別に表現したのが図1である。夫に比べて行動率が圧倒的に高い妻を例に説明したい。まず図の見方として、各時刻における棒グラフの頂点が、主行動として「無償労働(育児以外)」を行った妻の割合で、ピークの時間帯は18:00前後の約50%と読める。棒グラフの頂点の高さだけをみたのが時間帯別行動者率グラフで、これは従来からよく集計されてきた方法である。図1ではさらに、主行動として行われた「無償労働(育児以外)」の行動者率のうち、同時に行われた行動の内訳がわかるように色分けした。主行動と同時行動を組み合わせた時間帯別行動者率の作成は従来研究にはない新しい試みである。全体として「同時行動=なし」が多いが、主行動として「無償労働(育児以外)」を行った割合が高い朝夕には同時行動の行動率も高くなる傾向がある。また、同時行動の内容としても様々であり、忙しい朝夕に家事をしながら育児や家事やメディア視聴など様々な同時行動をしている妻の様子がうかがえる。

4.4 主行動と「一緒にいた人」を組み合わせた総平均時間

夫妻は一緒にいる乳幼児に目を配りながらも別な行動をこなすが、例えば子どもに何か異変があれば直ぐに様子を見に行ける状態であることからわかるように、このような行動は実質的に子どもを見守っているという意味で育児に準ずる行動とみなしうる⁵⁾。「社会生活基本調査」では主行動をしたときに「一緒にいた人」⁶⁾についても調査しているので、主行動と「一緒にいた人」を組み合わせることで総平均時間を集計したのが表3である。白抜き数字が「拡大育児時間」の定義(iii)にほぼ対応する。完全に対応しないのは、定義(iii)の時間の中に定義(ii)の時間が含まれているからであ



出所：総務省「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計

図1 同時行動の種類，時間帯，末子が6歳未満の夫妻別「無償労働（育児以外，主行動）」の行動者率，平日，2001年

る。このダブルカウントの修正は次節で取り扱う。

表の見方として注意が必要なのは「一緒にいた人」の選択肢が複数回答可であるという点である。したがって「子」の列の値には、「子」だけが一緒にいた場合と、その他にも誰かがいた場合、例えば「子」と「配偶者」がいた場合などが混在する。なお、複数回答なの

で行を合計することには意味がないので、参考値として表1の主行動の総平均時間を再掲した。

混在した値という前提ではあるが、子どもと一緒にいた時間として「子」の列に注目すると、夫に比べ妻がかなり多くの時間を子どもと一緒に行動していることがわかる。「無償労働（育児）」を除くと全体で夫が132

分、妻が454分である。その中で妻で多い行動は「無償労働（育児以外）」の192分である。つまり子どもにも目配りしながら家事をこなしている状況である。夫で多いのは「個人的ケア」の73分である。これは主に、子どもと一緒に食事をした時間に相当するものと推測される。

4.5 主行動と一緒にいた人を組み合わせた時間帯別行動者率（主行動が「無償労働（育児以外）」の場合）

表3では子どもと一緒にいながら行った主行動の1日の合計時間がわかるが、時間帯別の様子はわからない。そこで主行動が「無償労働（育児以外）」を例にとり、時間帯ごとに「一緒にいた人」の内訳がわかるように色分けしたのが図2である。図の見方としては、図1と同様で、図2は「一緒にいた人」の内

訳を色分けした。ただし、「一緒にいた人」は複数回答可能なため、重複をさけるために、「一人」、「子」、「その他」の3分類とした。

妻についてみると、すべての時間帯で子どもと一緒にいる様子が見えるが、朝方よりも夕方の方が子どもと一緒にいる割合が高い。行動者率は非常に低いと同じことは夫にも言える。朝方は子どもが寝ている間、あるいは子どもを幼稚園や保育園に預けた後に一人で家事をすることが多いが、夕方は子どもがいることが多いので、子どもといる割合が高くなっていると推測される。

5. 「拡大育児時間」の推計

これまで、「拡大育児時間」の定義(i)~(iii)に関わる集計結果を示しつつ、育児だけでなく他の行動もふくめた生活全体の時間配分について主行動、同時行動、一緒にいた人別に考

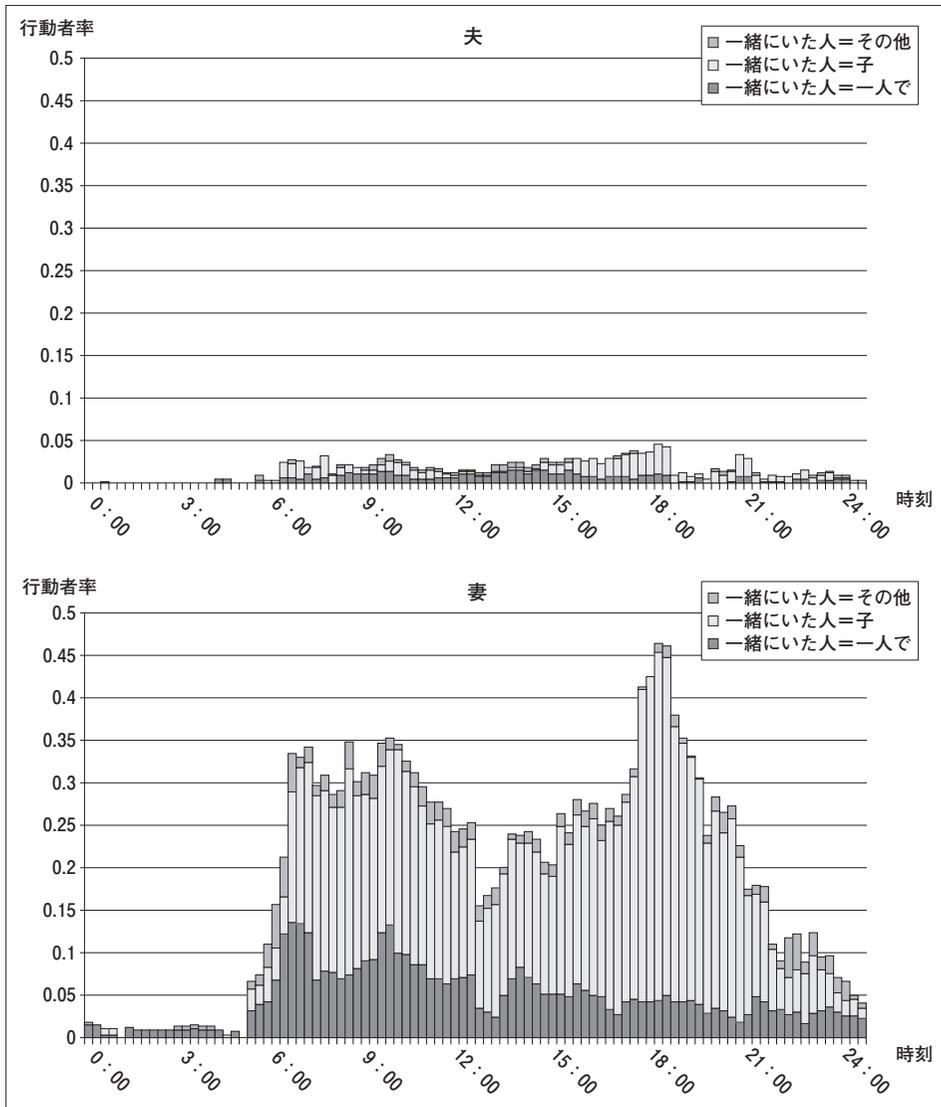
表3 行動の種類（主行動）、一緒にいた人、末子が6歳未満の夫妻別総平均時間、平日、2011年

(単位：分)

| 夫 | | 一緒にいた人（複数回答可） | | | | | | | 参考（再掲） 総平均時間 |
|-----|---------------|---------------|---|----|-----|-----|--------|-------------|-----------------|
| | | 一人で | 父 | 母 | 子 | 配偶者 | その他の家族 | 学校・職場・その他の人 | |
| 主行動 | 有償労働 | 147 | 4 | 3 | 3 | 3 | 0 | 487 | 643 |
| | 無償労働（育児以外） | 7 | 0 | 1 | 12 | 10 | 1 | 1 | 22 |
| | 無償労働（育児） | 0 | 0 | 1 | 23 | 15 | 1 | 1 | 24 |
| | 学業、学習・自己啓発・訓練 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 個人的ケア | 486 | 3 | 5 | 73 | 80 | 10 | 39 | 615 |
| | 自由時間 | 42 | 1 | 1 | 43 | 57 | 5 | 13 | 118 |
| | その他 | 10 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 3 | 17 |
| | 合計 | 694 | 8 | 10 | 155 | 168 | 17 | 544 | 1440 |

| 妻 | | 一緒にいた人（複数回答可） | | | | | | | 参考（再掲） 総平均時間 |
|-----|---------------|---------------|----|----|-----|-----|--------|-------------|-----------------|
| | | 一人で | 父 | 母 | 子 | 配偶者 | その他の家族 | 学校・職場・その他の人 | |
| 主行動 | 有償労働 | 18 | 0 | 0 | 4 | 3 | 0 | 121 | 145 |
| | 無償労働（育児以外） | 67 | 3 | 7 | 192 | 48 | 12 | 5 | 280 |
| | 無償労働（育児） | 2 | 2 | 4 | 192 | 27 | 8 | 12 | 196 |
| | 学業、学習・自己啓発・訓練 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 個人的ケア | 484 | 4 | 7 | 150 | 48 | 9 | 13 | 654 |
| | 自由時間 | 25 | 2 | 5 | 98 | 41 | 7 | 19 | 143 |
| | その他 | 3 | 0 | 1 | 10 | 3 | 1 | 1 | 17 |
| | 合計 | 604 | 11 | 24 | 646 | 170 | 36 | 171 | 1440 |

出所：総務省「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計



出所：総務省「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計

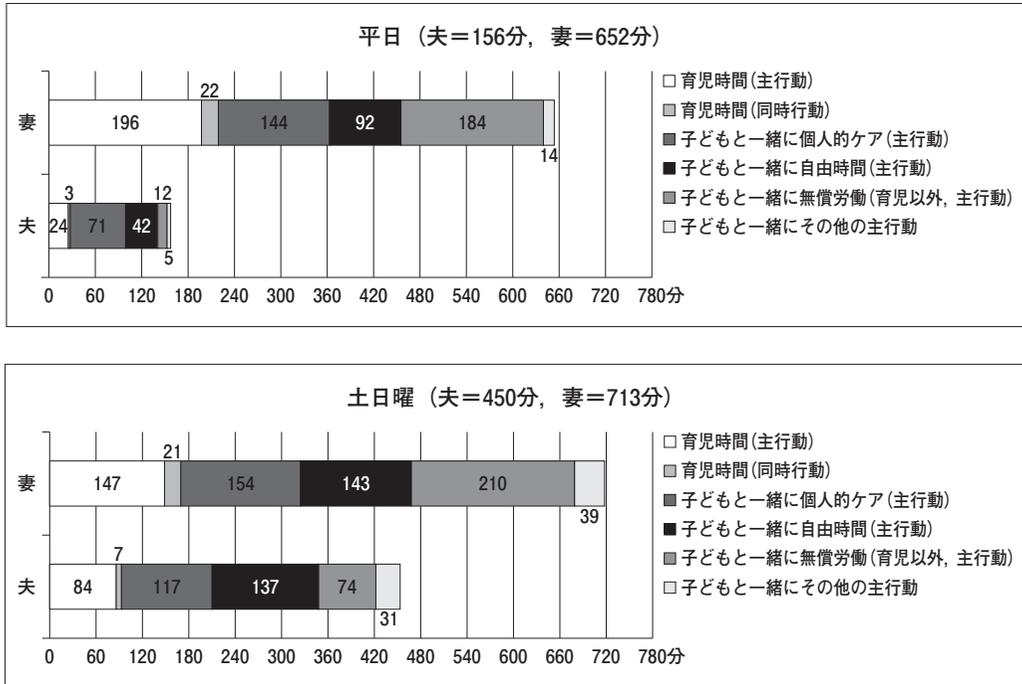
図2 一緒にいた人の種類、時間帯、末子が6歳未満の夫妻別「無償労働（育児以外、主行動）」の行動者率、平日、2001年

察した。ここでは、定義(i)~(iii)に対応する値を取り出し、それを足し合わせることで「拡大育児時間」を推計する。

ただし、単純に足し合わせると定義(ii)と(iii)の間にダブルカウントが発生してしまう。例えば、定義(ii)で同時行動として育児をしながら主行動で「自由行動」をした場合の時間は、(iii)で子どもと一緒にいながら主行動として

「自由行動」をした場合の時間に含まれている可能性が高い。「拡大育児時間」としては(iii)の値から(ii)の値を引いた(iii)'を採用し、「拡大育児時間」の推計値としては(i)+(ii)+(iii)'とする。

平日と土曜のそれぞれに推計した結果が図3である。平日の「拡大育児時間」は夫156分、妻652分、土曜は夫450分、妻713分で



出所：総務省「2011年社会生活基本調査」の筆者による集計

図3 末子が6歳未満の夫妻、平日・土曜別「拡大育児時間」(総平均時間)、2011年

ある。従来の育児時間として認識されていた定義(i)の部分、つまり主行動としての育児に加えて、育児に準ずる定義(ii)と(iii)にまで拡大した時間が夫妻ともかなり存在し、その中でも子どもと一緒にする主行動時間が大部分を占めている。また、土曜日に有償労働時間が少なくなることから、平日よりも土曜の方が「拡大育児時間」が長くなっている。ただし定義(i)については、妻の時間が平日よりも土曜で減り、夫のそれが平日よりも土曜で増える関係にあったが、「拡大育児時間」で見ると、その関係が崩れ、妻の時間は平日よりも土曜の方が長くなってしまっている。定義(i)だけでみれば、妻の育児時間が土曜に多少軽減され、その分、夫の育児参加が増えるという関係である。しかし「拡大育児時間」で見ると、夫の育児参加が平日よりも得られているものの、妻の土曜の育児は平日よりも軽減されているとは言えない可能性が

あり、曜日にかかわらず育児に奮闘しつづけている妻の様子がうかがえる。

6. 結論と今後の検討課題

本稿では、主行動としての育児時間だけでなく、同時行動としての育児時間や子どもと一緒にいた夫妻の活動時間に注目することによって「拡大育児時間」を推計した。本稿の結論として2点を指摘したい。

第1に、「拡大育児時間」は主行動としての育児時間を大幅に超え、その内容も多面的であるということである。したがって、従来の育児時間として認識されてきた主行動としての育児時間は、それだけをもって育児時間とするにはあまりにも一面的に過ぎると言わざるを得ない。まず、相対的に短い時間ではあるが、同時行動としての育児時間があり、それは特に妻の無償労働(育児以外)との組み合わせで多く行われていた。そして子どもと

一緒にする各種行動時間がかなり存在する。各種行動のうち妻の「無償労働（育児以外）」に注目すると、その大半が子どもと一緒に行為れており、この行動がピークを迎える夕方ほど子どもと一緒にいることが多い。このように多様な育児時間を足し上げた「拡大育児時間」でみると、妻の場合、土曜日にいたってはそれが半日を占める。残りの半日の多くを睡眠などの生理的な時間に費やす必要があることを考えれば、1日中、育児に関わっている状態であるが、むしろ乳幼児を持つ妻にとってはこの方が育児時間の感覚に近いと思われる。

第2に、「拡大育児時間」における夫妻差が大きいということである。夫妻の就業形態の違いを勘案してもなお、夫の家事や育児への参加が非常に低いことはすでに指摘されて久しい。ただし、そこで参照されてきた育児時間は主行動としての育児時間である。主行動としての育児時間に上乘せされた「拡大育児時間」でみると、夫の上乗せもあるが、それ

を大きく上回る妻の上乗せがあり、結果的に「拡大育児時間」全体での夫妻差は非常に大きい。さらに、妻の「拡大育児時間」は平日よりも土曜日の方が長く、曜日を問わず妻の育児負担が大きいことを示すものである。妻に偏った育児負担の改善は男女共同参画社会の実現に向けた大きな課題の1つである。この検討において重要な基礎指標となる育児時間について、その多面的な把握に資する「拡大育児時間」の視点は欠かせない。

最後に今後の検討課題について触れたい。まず、「分析方法」でも言及したように、同時行動や一緒にいた人の測定方法の問題がある。これは育児以外の行動にも関わるので、生活時間調査の設計問題として取り組むべき大きな課題である。また、育児時間は夫妻の就業状況や利用している保育サービスの種類によって影響を受けるが、本稿ではこれらを区別できなかった。これらの要因を考慮した分析は今後の検討課題としたい。

謝辞

本稿は、2015年度東京大学社会科学研究所課題公募型共同研究（二次分析研究会）「わが国における就業と生活行動との関連性についての多角的研究」（研究代表者：伊藤伸介（中央大学））における研究成果の一部を発表するものである。本研究において使用した「社会生活基本調査」の調査票情報は、統計法第33条に基づき提供を受けたものであり、本稿で作成した集計表等は提供を受けた調査票情報を独自集計したものである。記して関係各位に御礼申し上げたい。

注

- 1) 正確には、子どもが物理的にそばにいる場合と、そばにいないとも、子どもの要求にすぐに応えられる状況も含まれるとATUSでは想定されている（Drago 2009：35）。
- 2) 「社会生活基本調査」の大分類は7大分類で、育児は「無償労働」に含まれる。本稿では育児時間に注目したいので、「無償労働」を「無償労働（育児以外）」と「無償労働（育児）」に分けて集計した。
- 3) 同時行動の測定問題についてはすでにSzalai編（1972：673-674）で言及されている。また、Schneider（2006）では、日記式調査による同時行動の過大・過小推計の可能性について言及している。
- 4) 「育児」しながら「育児」というのは、子どもが複数人いて、同時に複数人の子どもに対して「育児」する場合、例えば公園で上の子どもが遊んでいるのを見守りながら、下の子どもに食事を与えることなどが考えられる。
- 5) 本稿の「先行研究」でふれたATUSでは、子どもがそばにいた時間（secondary childcare）を別途、集計・公表している。

- 6) 「社会生活基本調査」における「一緒にいた人」の定義は、「普通に会話ができる程度の距離にいる場合をいう。ただし、近くを知っている人が誰もいない場合や睡眠中は「一人で」としている」となっている。

参考文献

- 天野晴子・水野谷武志・齊藤ゆか・粕谷美砂子・松葉口玲子・伊藤純 (2008) 「東京都世田谷区在住雇用労働者夫妻の生活時間：2005年調査—調査方法および主行動・同時行動の結果の考察」天野晴子編『生活時間調査による新家事労働の実態把握とアンペイド・ワークの社会的評価方法の開発』（平成16～19年度科学研究費補助金・基盤研究(c)研究成果報告書）
- 伊藤セツ・天野寛子・森ます美・大竹美登利 (1984) 『生活時間：男女平等の家庭生活への家政学的アプローチ』光生館
- 伊藤セツ・天野寛子編 (1989) 『生活時間と生活様式』光生館
- 伊藤セツ・天野寛子・天野晴子・水野谷武志編 (2005) 『生活時間と生活福祉』光生館
- 大竹美登利 (1997) 『大都市雇用労働者夫妻の生活時間にみる男女平等』近代文芸社
- 栗原由紀子 (2010) 「世帯員間相互マッチングによる家族の同一・非同同行動の推計：社会生活基本調査マイクロデータを用いて」『研究所報』法政大学日本統計研究所, No. 39 (社会生活基本調査とその利用), pp.89-137
- 経済企画庁国民生活局国民生活調査課編 (1975) 『生活時間の構造分析：時間の使われ方と生活の質』大蔵省印刷局
- 坂田幸繁・栗原由紀子 (2010) 「世帯員間同時分布モデルと生活時間分析の方法：社会生活基本調査の2次利用をめぐる」『研究所報』法政大学日本統計研究所, No. 39 (社会生活基本調査とその利用), pp.67-88
- 総務省統計局編 (2013) 『平成23年社会生活基本調査報告 第8巻 詳細行動分類による生活時間編 (調査票B)』総務省統計局
- 平田道憲 (2014) 「生活時間配分からみた行動場所と同席者の40年間の変化」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部 (文化教育開発関連領域)』第63号, pp.317-325
- 水野谷武志 (2007) 『小規模パネル調査による雇用労働者夫妻の生活時間研究』(2004～06年度科学研究費補助金・若手研究B・研究成果報告書)
- 水野谷武志 (2008) 「主行動・同時行動についての新しい集計および分析の試み：東京都世田谷区在住雇用労働者夫妻の生活時間調査から」『北海学園大学経済論集』Vol. 55, No. 4, pp.71-86
- 水野谷武志 (2016) 「松山市生活時間調査からみた正社員の有償労働と生活時間：同時行動・行動場所・時間帯の分析」『北海学園大学経済論集』第63巻, 第4号, pp.71-91
- 矢野眞和編 (1995) 『生活時間の社会学：社会の時間・個人の時間』東京大学出版会
- Bianchi, S.M., Robinson, J.P. and Milkie, M.A. (2006), *Changing rhythms of American family life*, New York, NY: Russell Sage Foundation.
- Craig, L. (2006), “Children and the revolution: A time-diary analysis of the impact of motherhood on daily workload”, *Journal of Sociology*, 42(2), pp.125-143.
- Drago, R. (2009), “The parenting of infants: a time-use study”, *Monthly Labor Review*, October, pp.33-43.
- Gershuny, J. (2009), “Harvey’s hypercodes and the “Propogram”: More than 24 hours per day?”, *electronic International Journal of Time Use Research*, 6(2), pp.193-199.
- Harvey, A.S. et al. (1984), *Time budget research: an ISSC workbook in comparative analysis*, Frankfurt: Campus.
- Hill, M.S. (1985), “Patterns of time use”, in Juster, F.T. and Stafford, F.P. (eds.), *Time, goods and well-being*, Ann Arbor, MI: Survey Research Center, Institute for social research, The University of Michigan Press.
- Ironmonger, D. (2004), “Bringing up Bobby and Betty: The inputs and outputs of childcare time”, in Bittman, M. (eds.), *Family Time: The social organization of care*, London/New York: Routledge.

- Michelson, W.M. (2005), *Time use: expanding explanation in the social sciences*, Boulder, CO: Paradigm Publishers.
- Offer, S. and Schneider, B. (2010), "Multitasking among working families: A strategy for dealing with the time squeeze", in Christensen, K. and Schneider, B. (eds.), *Working flexibility: Realigning 20th-Century jobs for a 21st-Century workplace*, Ithaca, NY: ILR Press.
- Offer, S. and Schneider, B. (2011), "Revisiting the gender gap in time-use patterns: Multitasking and well-being among mothers and fathers in dual-earner families", *American Sociological Review*, 76(6), pp.809-833.
- Sayer, L.C. (2007a), "Gender differences in the relationship between long employee hours and multitasking", *Research in the Sociology of Work*, 17, pp.403-435.
- Sayer, L.C. (2007b), "More work for women?: Trends and gender differences in multitasking", in Van der Lippe, T. and Peters, P. (eds.), *Competing claims in work and family life*, Cheltenham/Massachusetts: Edward Elgar.
- Schneider, B. (2006), "In the moment: The benefits of the experience sampling method", in Pitt-Cat-soupes, M. et al. (eds.), *The work and family handbook: Multi-disciplinary perspectives and approaches*, NJ: Lawrence Erlbaum Associates.
- Statistics Sweden (2007), Harmonised European Time Use Survey: General Description.
- Stewart, J. and Allard, M.D. (2016), "Secondary Child Care in the ATUS: What Does It Measure?", in Kalenkoski, C.M. and Foster, G. (eds.), *The Economics of Multitasking*, NY: Palgrave Macmillan.
- Szalai, A. (eds.) (1972), *The Use of Time: Daily Activities of Urban and Suburban Populations in Twelve Countries*, Mouton: The Hague/Paris.

Extended childcare time for married couples with infants

Takeshi MIZUNOYA*

Summary

The purpose of this paper is to define 'extended childcare time' as total time of (i) childcare as main activity, (ii) childcare as simultaneous activity and (iii) various 'with-child' activities, to estimate extended childcare time for married couples with infants and to clarify various aspect of childcare. Using the Survey on Time Use and Leisure Activities in 2011, extended childcare time is computed by cross tabulations between main activities and simultaneous activities and between main activities and with-child activities. Extended childcare time on weekdays (weekends) was 156 (450) minutes for husbands and 652 (713) minutes for wives, while childcare time as main activity was 24 (84) minutes for husbands and 196 (147) minutes for wives. In conclusion, various aspects of childcare are revealed in terms of combinations among main, simultaneous and with-child activities. In addition, the wife's disproportional childcare burden compared to their husbands is confirmed since both childcare time as main activity and extended childcare time for wives are quite longer than those for husbands.

Key Words

Child care time, time use, simultaneous activity, with-child activity, Survey on Time Use and Leisure Activities

* Hokkai-Gakuen University, Faculty of Economics
4-1-40 Asahimachi, Toyohira, Sapporo 062-8605 Japan
e-mail : mizunoya@econ.hokkai-s-u.ac.jp

機関誌『統計学』投稿規程

経済統計学会（以下、本会）会則第3条に定める事業として、『統計学』（電子媒体を含む。以下、本誌）は原則として年に2回（9月、3月）発行される。本誌の編集は「経済統計学会編集委員会規程」（以下、委員会規程）にもとづき、編集委員会が行う。投稿は一般投稿と編集委員会による執筆依頼によるものとし、いずれの場合も原則として、本投稿規程にしたがって処理される。

1. 総則

1-1 投稿者

会員（資格停止会員を除く）は本誌に投稿することができる。

1-2 非会員の投稿

- (1) 原稿が複数の執筆者による場合、筆頭執筆者は本会会員でなければならない。
- (2) 常任理事会と協議の上、編集委員会は非会員に投稿を依頼することができる。
- (3) 本誌に投稿する非会員は、本投稿規程に同意したものとみなす。

1-3 未発表

投稿は未発表ないし他に公表予定のない原稿に限る。

1-4 投稿の採否

投稿の採否は、審査の結果にもとづき、編集委員会が決定する。その際、編集委員会は原稿の訂正を求めることがある。

1-5 執筆要綱

原稿作成には本会執筆要綱にしたがう。

2. 記事の分類

2-1 研究論文

以下のいずれかに該当するもの。

- (a) 統計およびそれに関連した分野において、新知見を含む会員の独創的な研究成果をまとめたもの。
- (b) 学術的な新規性を有し、今後の研究の発展可能性を期待できるもので、速やかな成果の公表を目的とするもの。

2-2 報告論文

研究論文に準じる内容で、研究成果の速やかな報告をとくに目的とする。

2-3 書評

統計関連図書や会員の著書などの紹介・批評。

2-4 資料

各種統計の紹介・解題や会員が行った調査や統計についての記録など。

2-5 フォーラム

本会の運営方法や統計、統計学の諸問題にたいする意見・批判・反論など。

2-6 海外統計事情

諸外国の統計や学会などについての報告。

2-7 その他

全国研究大会・会員総会記事、支部だより、その他本会の目的を達成するために有益と

思われる記事。

3. 原稿の提出

3-1 投稿

原稿の投稿は常時受け付ける。

3-2 原稿の送付

原則として、原稿は執筆者情報を匿名化したPDFファイルを電子メールに添付して編集委員長へ送付する。なお、ファイルは『統計学』の印刷レイアウトに準じたPDFファイルであることが望ましい。

3-3 原稿の返却

投稿された原稿（電子媒体を含む）は、一切返却しない。

3-4 校正

著者校正は初校のみとし、大幅な変更は認めない。初校は速やかに校正し期限までに返送するものとする。

3-5 投稿などにかかわる費用

- (1) 投稿料は徴収しない。
- (2) 掲載原稿の全部もしくは一部について電子媒体が提出されない場合、編集委員会は製版にかかる経費を執筆者（複数の場合には筆頭執筆者）に請求することができる。
- (3) 別刷は、研究論文、報告論文については30部までを無料とし、それ以外は実費を徴収する。
- (4) 3-4項にもかかわらず、原稿に大幅な変更が加えられた場合、編集委員会は掲載の留保または実費の徴収などを行うことがある。
- (5) 非会員を共同執筆者とする投稿原稿が掲載された場合、その投稿が編集委員会の依頼によるときを除いて、当該非会員は年会費の半額を掲載料として、本会に納入しなければならない。

3-6 掲載証明

掲載が決定した原稿の「受理証明書」は学会長が交付する。

4. 著作権

4-1 本誌の著作権は本会に帰属する。

4-2 本誌に掲載された記事の発行時に会員であった執筆者もしくはその遺族がその単著記事を転載するときには、出所を明示するものとする。また、その共同執筆記事の転載を希望する場合には、他の執筆者もしくはその遺族の同意を得て、所定の書面によって本会に申し出なければならない。

4-3 前項の規定にもかかわらず、共同執筆者もしくはその遺族が所在不明のため、もしくは正当な理由によりその同意を得られない場合には、本会が承認するものとする。

4-4 執筆者もしくはその遺族以外の者が転載を希望する場合には、所定の書面によって本会に願い出て、承認を得なければならない。

4-5 4-4項にもとづく転載にあたって、本会は転載料を徴収することができる。

4-6 会員あるいは本誌に掲載された記事の発行時に会員であった執筆者が記事をウェブ転載するときには、所定の書類によって本会に申し出なければならない。なお、執筆者が所属する機関によるウェブ転載申請については、本人の転載同意書を添付するものとする。

- 4-7 会員以外の者、機関等によるウェブ転載申請については、前号を準用するものとする。
- 4-8 転載を希望する記事の発行時に、その執筆者が非会員の場合には、4-4, 4-5項を準用する。
1997年7月27日制定(2001年9月18日, 2004年9月12日, 2006年9月16日, 2007年9月15日, 2009年9月5日, 2012年9月13日, 2016年9月12日一部改正)

『統計学』創刊60周年記念特集掲載号発行規程

『統計学』創刊60周年記念特集論文(以下、記念特集論文)の掲載号の編集・発行作業は、経済統計学会2014年度会員総会の決議にもとづき『統計学』創刊60周年記念事業委員会(以下、事業委員会)が行なう。記念特集論文の掲載号(以下、記念特集掲載号)の発行は、本規程にしたがって処理される。

1. 総則

1-1 テーマの確定及び原稿執筆者の選定と資格

特定テーマに関わる論文構成の確定及び執筆者の選定は、企画案と執筆計画にもとづき、事業委員会が行なう。

1-2 未発表

原稿は未発表ないし他に公表予定のない原稿に限る。

1-3 原稿の採否およびレフェリー制の導入について

提出された原稿の採否は、レフェリーによる厳格な審査の結果にもとづき、事業委員会が決定する。レフェリーの選任は事業委員会が行なう。事業委員会は原稿の書換え、訂正を求めることができる。

1-4 執筆要綱

原稿作成は別に定める『統計学』創刊60周年記念特集掲載号執筆要綱にしたがう。

2. 原稿の提出

2-1 原稿の締切り

本誌発行の円滑のため、締切り日を設ける。締切り日以降に原稿が到着した場合や、訂正を求められた原稿が期日までに訂正されない場合、掲載されないことがある。

2-2 原稿の送付

原稿は原則として、PDFファイル(『統計学』の印刷レイアウト)を電子メールに添付して事業委員会委員長へ送付する。

2-3 原稿の返却

提出された原稿は、採否にかかわらず原則として返却しない。

2-4 校正

掲載が決定した原稿の著者校正は初校のみとし、内容の変更を伴う原稿の変更は原則的に認めない。内容の変更を伴う変更の場合は、事業委員会およびレフェリーの許可を必要とする。初校は速やかに校正し期限までに返送するものとする。

2-5 執筆などにかかわる費用

投稿料は原則として徴収しない。別刷は、執筆者の希望により、作成するが、実費を徴収する。校正段階で原稿に大幅な変更が加えられた場合、実費の徴収などを行うことがあ

る。

3. 著作権

記念特集論文の著作権は経済統計学会に帰属する。詳細は、『統計学』の投稿規程に準ずる。

『統計学』創刊60周年記念特集掲載号投稿原稿査読要領

1. 経済統計学会（以下、本会）の機関誌『統計学』創刊60周年記念特集掲載号に掲載する「論文」の査読制度について、この要領を定める。
2. 『統計学』創刊60周年記念事業委員会（以下「事業委員会」）委員長に送付された原稿については、事業委員会による第一次審査を行い、事業委員会が別に定める「執筆要綱」に準拠しているかどうかを判定する。
3. 「論文」の掲載にあたっては、第二次審査を必要とする。
4. 第一次審査を経た「論文」の原稿は、速やかに第二次審査へ付されるものとする。
5. 事業委員会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 第一次審査結果の確認
 - (2) 第二次審査を担当する2名のレフェリーの選任
6. 第二次審査にあたるレフェリーは会員から選任する。
7. 第二次審査にあたって、レフェリーについては匿名性を確保する。
8. 第二次審査における判定は、(1)論文として掲載可、(2)論文として条件付掲載可、(3)掲載不可とし、レフェリーはその理由を明示するものとする。
9. 第二次審査でレフェリー間での審査結果が異なる場合には、事業委員会はレフェリーと協議し、掲載の可否について最終的な判断を下すものとする。

編集委員会からのお知らせ
機関誌『統計学』の編集・発行について

編集委員会

2016年9月より、新しい規定にもとづいて、「研究論文」と「報告論文」が設定されました。皆様からの積極的な投稿をお待ちしております。また、本号より掲載が開始された『統計学』創刊60周年記念特集論文につきましては、本号の『統計学』創刊60周年記念特集掲載号関連諸規程』ならびに学会の公式ウェブサイトをご参照下さい。

1. 投稿は、常時、受け付けています。なお、書評、資料および海外統計事情等については、下記の[注記2]をご確認下さい。
2. 次号以降の発行予定日は、
第113号：2017年9月30日、第114号：2018年3月31日です。
3. 投稿に際しては、「投稿規程」、「執筆要綱」、および「査読要領」などをご熟読願います。最新版は、学会の公式ウェブサイトをご参照下さい。
4. 原稿は編集委員長(下記メールアドレス)宛にお送り下さい。
5. 原稿はPDF形式のファイルとして提出して下さい。また、紙媒体での提出も旧規程に準拠して受け付けます。紙媒体の送付先は編集委員長宛にお願いします(住所は会員名簿をご参照下さい)。
6. 原則として、すべての投稿原稿が査読の対象となります。
7. 通常、査読から発刊まで査読が順調に進んだ場合でも、2ヶ月から3ヶ月程度を要します。投稿にあたっては十分に留意して下さい。

編集委員会、投稿応募についての問い合わせは、
下記メールアドレス宛に連絡下さい。
また、編集委員長へのメールアドレスも下記になります。

editorial@jses.jp

来年度(2017年度)の編集委員は、つぎのとおりです。

編集委員長 藤井輝明(大阪市立大学)
副委員長 水野谷武志(北海学園大学)
編集委員 橋本貴彦(立命館大学)
小林良行(総務省統計研究研修所)
山田 満(東北・関東支部所属)

[注記1] 『統計学』の定期刊行に努めておりますので、できるかぎり早期のご投稿をお願いします。113号(2017年9月30日発行予定)への掲載を想定した場合、「研究論文」と「報告論文」の原稿は、2017年7月初旬を目途として、それまでにご投稿ください。

[注記2] 書評、資料および海外統計事情等について、執筆、推薦、および依頼等をお考えの会員がおられましたら、企画や思いつきの段階で結構ですので、できるだけ早い段階で、編集委員会にご一報下さい。 以上

編集後記

研究成果を投稿下さいました執筆者の皆様、査読に関わって下さいました皆様、そして、書評の依頼をお引き受け下さいました皆様に、心からお礼申し上げます。また、本号より、『統計学』創刊60周年記念特集論文』の掲載も開始されました。特集論文を投稿下さいました皆様、そして、創刊60周年記念事業委員会(委員長：水野谷武志会員)の皆様にも、改めて感謝申し上げます。さて、次号113号より、藤井輝明編集委員長のもとで、本誌が編集されます。編集委員会では、機関誌『統計学』を充実させていくために、皆様からの率直なご意見と、そして、研究成果の積極的なご投稿をお待ちしております。今後ともよろしくごお願い申し上げます。(朝倉啓一郎 記)

執筆者紹介

| | | | |
|-------|-------------------|------|--------------|
| 水野谷武志 | (北海学園大学経済学部) | 田添篤史 | (京都大学経済学研究科) |
| 金子治平 | (神戸大学大学院農学研究科) | 山口秋義 | (九州国際大学) |
| 福島利夫 | (専修大学経済学部) | 西村善博 | (大分大学経済学部) |
| 高橋将宜 | (東京外国語大学経営戦略情報本部) | | |

支部名

事務局

| | | | |
|-------|----------|---|-------|
| 北海道 | 062-8605 | 札幌市豊平区旭町 4-1-40 北海学園大学経済学部 (011-841-1161) | 水野谷武志 |
| 東北・関東 | 980-8511 | 仙台市青葉区土樋 1-3-1 東北学院大学経済学部 (022-721-3417) | 前田修也 |
| 関西 | 567-8570 | 茨木市岩倉町 2-150 立命館大学経営学部 (072-665-2090) | 田中力 |
| 九州 | 870-1192 | 大分市大字旦野原 700 大分大学経済学部 (097-554-7706) | 西村善博 |

『統計学』編集委員

| | |
|-------------------|---------------|
| 朝倉啓一郎 (東北・関東) [長] | 藤井輝明 (関西) [副] |
| 前田修也 (東北・関東) | 橋本貴彦 (関西) |
| 山田満 (東北・関東) | |

『統計学』創刊60周年記念事業委員会

| | | |
|-----------------|---------------|---------------|
| 水野谷武志 (北海道) [長] | 大井達雄 (関西) [副] | 伊藤伸介 (東北・関東) |
| 池田伸 (関西) | 村上雅俊 (関西) | 杉橋やよい (東北・関東) |
| 上藤一郎 (東北・関東) | 朝倉啓一郎 (東北・関東) | 西村善博 (九州) |

統計学 No.112

| | | |
|---------------|-----|--|
| 2017年3月31日 発行 | 発行所 | 経済統計学会 〒112-0013 東京都文京区音羽1-6-9 音羽リスマチック株式会社 TEL/FAX 03(3945)3227 E-mail: office@jsest.jp http://www.jsest.jp/ |
| | 発行人 | 代表者 西村善博 |
| | 発売所 | 音羽リスマチック株式会社 〒112-0013 東京都文京区音羽1-6-9 TEL/FAX 03(3945)3227 E-mail: otorisu@jupiter.ocn.ne.jp 代表者 遠藤誠 |

STATISTICS

No. 112

2017 March

Articles

- Extended Childcare Time for Married Couples with Infants
..... Takeshi MIZUNOYA (1)
- Investigation on Financialization of Japanese Economy :
Focusing on the Character of Industrial Capital
..... Atsushi TAZOE (15)

Book Reviews

- Jun-ichi OKABE and Aparajita BAKSHI, *A New Statistical Domain in India :
An Enquiry into Village Panchayat Databases*, Tulika Books, New Delhi, 2016
..... Jihei KANEKO (30)
- I.I. ELISEEVA and A.L. DMITRIEV, *General Survey on History of Russian State
Statistics*, Rostok, St. Petersburg, 2016
..... Akiyoshi YAMAGUCHI (37)
- Akira NOZAKI ed., *Unequal Society*, Dobunkan Shuppan, Co., Tokyo, 2016
..... Toshio FUKUSHIMA (43)

Special Section : The 60th Anniversary of the *Journal*

- Introduction Takeshi MIZUNOYA (47)
- Special Topic A : Problems in Microdata Analysis of Official Statistics Based on
Probability Sampling Designs**
- The Reform of Population Census : French Rolling Census
..... Yoshihiro NISHIMURA (49)
- Special Topic B : Methodological Perspectives in the Creation and Release of Official
Microdata**
- Missing Data Treatments in Official Statistics :
Imputation Methods for Aggregate Values and Public-Use Microdata
..... Masayoshi TAKAHASHI (65)

Activities of the Society

- Activities in the Branches of the *Society* (84)
- Prospects for the Contribution to the *Journal* (89)

JAPAN SOCIETY OF ECONOMIC STATISTICS
